

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第17号

令和4年9月12日

件名	堺市教育委員会会議規則の一部改正について
提案理由	次の2点について所要の改正を行うため、本件を上程するものである。  (1) 教育委員会会議の議事録に係る事務の効率化を図るため、署名の見直しを行い、これを不要とする所要の改正を行うもの。  (2) 請願に係る行政手続きの簡素化を推進し、市民等の利便性の向上を図るため、署名の見直しを行い、これを不要とする所要の改正を行うもの。
議案(報告)の概要又は要旨	1 改正の内容 本市の条例、規則等や慣行により押印又は署名を求めている申請書等のうち、押印については原則廃止し、署名については署名を求める実質的な必要性があるものを除き廃止する方針をふまえ、以下の改正を行うもの。  (1) 教育委員会会議の議事録について、事務の効率化を図るため、署名を不要とする改正を行うもの (2) 請願について、行政手続きの簡素化を推進し、市民等の利便性の向上を図るため、署名を不要とする改正を行うもの  2 施行期日 令和4年10月1日
備考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、  ■ 上記案により、公布する。  □ 令和 年 第 回市議会(定例会・臨時会)に提出する議案については、異議がないものとして回答する。  □ その他 ( )

議案第 17 号

堺市教育委員会会議規則の一部改正について

堺市教育委員会会議規則について、次のとおり改正する。

令和 4 年 9 月 12 日  
堺市教育委員会  
教育長 日 渡 円

## 堺市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会会議規則（昭和31年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項を削る。

第21条第1項中「記し、署名した」を「記載した」に改め、同条第2項中「が署名し」を「の氏名を記載し」に改める。

### 附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

堺市教育委員会会議規則（昭和31年教育委員会規則第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（議事録）</p> <p>第17条 教育長は、会議の次第を議事録に記載しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育長が取消しを命じた発言は、議事録に記載しない。</p> <p><u>3 議事録には、教育長及びその指名する委員2名が署名しなければならない。</u></p> <p>（請願の手続）</p> <p>第21条 委員会に対して請願をしようとする者は、請願の要旨、提出する年月日並びにその者の住所及び氏名を<u>記し、署名した書面</u>を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する者が法人である場合は、その代表者が<u>署名し</u>、法人の印章を押さなければならない。</p> <p>3 教育長は、第1項に規定する書面の提出を受けたときは、会議において報告した上で、速やかに適切な処理をしなければならない。ただし、請願の内容が特に重要なものであるときは、委員会に付議しなければならない。</p>	<p>（議事録）</p> <p>第17条 教育長は、会議の次第を議事録に記載しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育長が取消しを命じた発言は、議事録に記載しない。</p> <p style="text-align: center;">【削除】</p> <p>（請願の手続）</p> <p>第21条 委員会に対して請願をしようとする者は、請願の要旨、提出する年月日並びにその者の住所及び氏名を<u>記載した書面</u>を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する者が法人である場合は、その代表者の<u>氏名を記載し</u>、法人の印章を押さなければならない。</p> <p>3 教育長は、第1項に規定する書面の提出を受けたときは、会議において報告した上で、速やかに適切な処理をしなければならない。ただし、請願の内容が特に重要なものであるときは、委員会に付議しなければならない。</p>